

## 米国IRSが2017年度APA アニュアルレポートを公表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、  
下記サイトからご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

米国内国歳入庁(Internal Revenue Service、以下「IRS」)は2018年3月31日付で、2017年度の移転価格事前確認(Advance Pricing Agreement、以下「APA」)アニュアルレポートを公表しました。2017年度におけるAPA申請件数は101件と2016年度の98件から微増しており、合意件数は116件と2016年度の86件から大幅に増加しています。APA申請件数の相手国で最も多いのは日本(38%)で、次にインド(21%)、合意件数で最も多いのは日本(54%)で次に多いのはカナダ(20%)となっています。歴史的に日本はAPA申請件数及び合意件数で最多国になっており、これはAPA制度が日米において確立した制度として運用されている結果です。なお、過去2年度においてインドとの申請件数は大幅に増加しており、米国企業のインドに対する移転価格対応の興味の高さを表しています。

2017年度APAアニュアルレポートの要旨は、次の通りです。

- ▶ 2017年度末における次期繰越件数は386件と、2016年度の398件より若干減少している。
- ▶ 日本とカナダの両国との合意件数が全体の73%で、2016年度の実績とほぼ同水準(74%)になっている。
- ▶ APA平均合意期間は33.8カ月と、2016年度の合意期間(32.8カ月)から微増している。
- ▶ ユニラテラルAPAの申請件数が14件は2016年度と同水準にあるが、2015年度の52件に比べて大幅に低下している。
- ▶ APAの取下件数が2016年度の24件から8件に減少している。これは2015年度以前の同水準になっている。

- ▶ 合意件数のうち、約6割が米国外に所在している親会社と米国子会社間の取引を対象としており、約2割が米国親会社と米国外に存在する子会社間の取引を対象としている。残りの2割は兄弟会社間の取引を対象としている。
- ▶ Comparable Profits Method/Transactional Net Margin Method (CPM/TNMM) を用いた有形及び無形資産取引の検証においては、営業利益率が利益指標として最も多く(85%)採用されている。
- ▶ 役務提供取引においては、約9割の案件でCPM/TNMMが適用されている。

APAは日米移転価格問題に対応する最も有効な手続きです。2018年度中にはAPAの申請手数料が引き上げられるため、事前に申請手続きを検討する必要があります。

詳細は、2018年4月4日付、EY Global Tax alert 「IRS issues annual APA report for 2017」(英語のみ)をご覧ください。

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180412

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)